

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十一号

##### 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第三号中「地域事務所厚生環境局(分室を含む。)若しくは保健所(分室を含む。)」を「厚生環境事務所(支所を含む。)」若しくは保健所(支所を含む。)」に改め、「若しくは地域事務所農林局(支局を含む。)」に勤務する保健業務に従事する職員」を削る。

第二十三条の四第一項中「次に掲げる機関」を「総務局総務管理部人事課」に改め、同項各号を削る。

第二十三条の十三から第二十三条の十四の五までを次のように改める。

第二十三条の十三から第二十三条の十四の五まで 削除

第二十三条の十四の十第一項中「支場」を削り、同項第一号を次のように改める。

##### 一 厚生環境事務所

第二十三条の十四の十第一項第二号中「(分室を含む。)」を削る。

第二十三条の十四の十五第一項第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十三条の十四の十六及び第二十三条の十四の十七を次のように改める。

第二十三条の十四の十六及び第二十三条の十四の十七 削除

第二十三条の十四の二十第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

##### 四 広島県立総合技術研究所

第二十三条の十四の二十第一項第五号を削る。

第二十三条の十四の二十二第一項中「地域事務所建設局(支局を含む。)」を「建設事務所(支所を含む。)」に改める。

第二十三条の十七第一項第二号中「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

第二十五条の四を次のように改める。

第二十五条の四 公務旅行中に係る管理職員特別勤務手当は、旅行目的地において臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は給与条例第十六条第三項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合でその勤務時間について明確に証明できるもの限り支給するものとする。

第二十六条第一項中「第二十七条第一項並びに第二十七条の二の二第一項及び第二項」

を「及び第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第八項第二号及び第二十七条の二の第二項」を「及び第二十七条第八項第二号」に、「除く。第二十七条の二の第二項において同じ。」を「除く。」に改める。

第二十六条の四から第二十六条の九までの規定中「第十八条の五第六項」を削る。

第二十六条の十第一項中「又は給与条例第十八条の五第一項に規定する期末特別手当基準日（以下「期末特別手当基準日」という。）」及び「又は期末特別手当基準日」を削り、同条第二項中「又は給与条例第十八条の五第二項各号の二に規定する期末特別手当の割合」「又は給与条例第十八条の五第二項各号のイに規定する期末特別手当の割合」及び「又は給与条例第十八条の五第二項各号のニ」を削る。

第二十七条の二の二から第二十七条の二の五までを次のように改める。

第二十七条の二の二から第二十七条の二の五まで 削除

別表第二中

「 山県郡戸河内町のうち  
字埵、字正府ヶ谷、字梅ノ木、字的場、字中野原、字鍛冶屋原、字堂原、字市野原、字楨原、字岩川、字奈羅頭、字大西、字荷寄原及び字松原  
字埵、字猪山、字木津名、字檜谷、字鬼後、字洗川、字畑、字守岩、字大平、字長谷、字空山、字舟石、字下山、字折目、字獅子谷、字葛根迫、字向イ山黒滝、字中倉、字坂取及び字西榎ノ平山  
」

を削る。

別表第七第十号中「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に改める。

別表第十二中「第二十七条及び第二十七条の二の二」を「及び第二十七条」に改める。

別表第十三教育職給料表(二)教育職給料表(三)の部中「二級」を「特二級の職員及び二級」に改め、同表医療職給料表(三)の部職務の級七級及び六級の職員の項中「(職務の級七級に属する職員のうち人事委員会が別に定めるものにあつては、百分の二十)」を削る。

別記様式第十四号から別記様式第十五号の四までを次のように改める。

様式第十四号から様式第十五号の四まで 削除

別記様式第十五号の十三及び別記様式第十五号の十四を次のように改める。

様式第十五号の十三及び様式第十五号の十四 削除

別記様式第十八号中「・期末特別手当」及び「第18条の5第6項」を削る。

別記様式第十九号中「勤勉手当又は期末特別手当」を「又は勤勉手当」に改める。

別記様式第二十号中「・期末特別手当」及び「第18条の5第6項」を削り、「同条」を「第18条の3」に改める。

別記様式第二十一号中「・期末特別手当」及び「第18条の5第6項」を削り、「同条」

を「第18条の3」に、

期末手当	円
勤勉手当	円
期末特別手当	円
(支払年月日： 年 月 日)	

を

期末手当 勤勉手当 (支払年月日： 年 月 日)
--------------------------------

に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成三年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「給与条例第十七条の四に規定する特定管理職員」を「職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第十七条の四第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。